

第28回 農業委員会定例総会

開催日時	令和7年9月25日（木） 午前9時50分～午前10時28分
開催場所	佐川町役場 2階大会議室
出席委員	<p>農業委員 出席5名</p> <p>2番田村 和弘 4番氏原 延 5番田村 公史 7番横畠 悅子 9番北添 正男</p> <p>農地利用最適化推進委員 出席11名</p> <p>田村 幸生 味元 健清 田村 嘉幸 森 正彦 永田 和道 中村 修 岡村 建介 山口 修二 田村 泰富 岩佐 誠志 北添 秀紀</p>
欠席委員	<p>農業委員 欠席4名</p> <p>1番藤原 健祐 3番森田 有紀 6番澤村 重隆 8番藤田 省三</p> <p>農地利用最適化推進委員 欠席2名</p> <p>邑田 昌平 伊藤 洋章</p>
事務局	<p>事務局長 藤本 雅徳 係長 前田 紗歩 会計年度任用職員 大原 彰子</p>
日程	<p>第1 開会</p> <p>第2 議事録署名委員選任</p> <p>第3 報告</p> <p>第4 議事</p> <p> 第1号議案 農地法第3条に関する件</p> <p> 第2号議案 農地法第5条に関する件</p> <p>第5 その他</p> <p>第6 閉会</p>

会長	<p>定刻になりましたので、これより第28回農業委員会定例総会を開催します。</p> <p>本日は農業委員の1番藤原健祐委員と3番森田有紀委員、6番澤村重隆委員、8番藤田省三委員、農地利用最適化推進委員の邑田昌平委員、伊藤洋章委員の6名から欠席の報告が入っています。</p> <p>定足数に達していますので、直ちに会議を始めます。本日の日程は、タブレット端末に送信のとおりです。</p> <p>日程第2. 議事録署名委員の選任を行います。議事録署名委員は、佐川町農業委員会会議規則第20条第2項の規定により、5番田村公史委員と7番横畠悦子委員を指名します。</p> <p>つづきまして、日程第3. 報告に移ります。事務局より報告を願います。</p>
藤本局長	<p>それでは、日程第3. 報告事項につきまして、報告します。</p> <p>報告事項1. 本月中の会議と主たる処理事項につきましては、3日に認定農業者の新規認定に関する面談が役場で開催され、事務局より前田係長が出席しました。</p> <p>こちらは2件あり、どちらも対象はトマト農家となっています。</p> <p>10日には認定農業者の再認定に関する面談が役場で開催され、事務局より前田係長が出席しました。</p> <p>こちらは2件あり、対象はニラ農家と酪農家となっています。</p> <p>16日にも認定農業者の再認定に関する面談が役場で開催され、事務局より前田係長が出席しました。</p> <p>こちらは、対象はチンゲンサイ農家となっています。</p> <p>25日は、本日の定例総会となります。</p> <p>また、今後の予定としましては、26日に午前中は佐川町農業関係機関連絡会が高吾農業改良普及所で開催される予定です。</p> <p>午後には常設審議委員会がJA高知ビルで開催される予定です。</p>

	<p>こちらは、先月審議しました5条転用の案件が、高知県農業委員会ネットワーク機構への諮問が必要な案件となっており、常設審議委員会で説明するための出席となっています。</p> <p>つづきまして、報告事項2. 使用貸借解約届2件について報告します。</p> <p>貸出人・借受人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p> <p>なお、解約事由は1番が5条申請のため、2番が3条申請のためとなっています。</p> <p>つづきまして、報告事項3. 賃貸借解約届1件について報告します。</p> <p>貸出人・借受人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p> <p>なお、解約事由は借受人変更のためとなっています。</p> <p>つづきまして、報告事項4. 農地法第3条の3第1項の規定による届け出書4件について報告します。</p> <p>なお、届出事由はすべて相続となっています。</p> <p>相続人や土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p> <p>あっせん希望はありません。</p> <p>報告は以上です。</p>
会長	事務局からの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか？
	【質疑等なし】
会長	質疑等がないようなので、これで報告を終わります。

	つづきまして、第1号議案農地法第3条に関する件を議題とする前に、委員に関する案件がありますので、田村営幸推進委員の退席を求めます。
	【田村営幸推進委員 退席】
会長	田村営幸推進委員の退席を確認しましたので、第1号議案24番につきまして、事務局の説明を求めます。
前田係長	<p>それでは、第1号議案農地法第3条に関する件24番について説明します。</p> <p>譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p> <p>土地代は反当り55万円となっています。</p> <p>行政書士の田中勇さんが代理人となっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
田村幸生推進委員	<p>24番について報告します。申請地は████████集落にあり、████████から南へ約100mの所にあります。現在は水田で、許可後は露地で同じく水稻を栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主に水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案24番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。

	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第1号議案24番につきましては、申請のとおり決定しました。</p> <p>田村営幸推進委員の着席を求めます。</p>
	【田村営幸推進委員 着席】
会長	<p>田村営幸推進委員の着席を確認しましたので、つづきまして、第1号議案25番を議題とします。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
前田係長	<p>それでは、第1号議案農地法第3条に関する件25番について説明します。</p> <p>譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。</p> <p>土地代は反当り22万4千4百円となっています。</p> <p>行政書士の田中勇さんが代理人となっています。</p> <p>説明は以上です。</p>
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
事務局代読（8番 藤田委員）	<p>25番について報告します。申請地は■集落にあり、■■■■■から東へ約200mの所にあります。現在は70～80cmの草がある状態、年1回草刈実施で、許可後は露地で水稻を栽培する予定です。</p> <p>譲受人は主に水稻を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>

会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案25番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案25番につきましては、申請のとおり決定しました。 続きまして、26番について、事務局の説明を求めます。
前田係長	それでは、第1号議案農地法第3条に関する件26番について説明します。 譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。 贈与による所有権移転となっています。 行政書士の田中勇さんが代理人となっています。 説明は以上です。
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
事務局代読（8番 藤田委員）	26番について報告します。申請地は■集落で、■から南西へ約300mの所にあります。現在は20～30cmの草で、柿の木が植わっている状態です。許可後は露地で野菜を栽培する予定です。 譲受人は主に柿や野菜を栽培する兼業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書で譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。 農作業に常時従事しておらず、栽培に必要な農機具類は全て保有しているとは言えないが今年から耕作を始めており、草刈りは実施

	しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案26番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案26番につきましては、申請のとおり決定しました。 続きまして、27番について、委員に関する案件のため、2番田村委員の退席を求めます。
	【2番田村委員 退席】
会長	2番田村委員の退席を確認しましたので、第1号議案27番につきまして、事務局の説明を求めます。
前田係長	それでは、第1号議案農地法第3条に関する件27番について説明します。 譲渡人や譲受人、土地の所在については議案書に記載のとおりです。 土地代は反当り35万円となっています。 行政書士の田中勇さんが代理人となっています。 説明は以上です。
会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
永田推進委員	27番について報告します。申請地は████集落にあり、████から北東へ約80mの所にあります。現在は水稻を栽培中です。許可後は露地で水稻を栽培する予定です。

	<p>譲受人は主に水稻を栽培する専業農家です。農地の全てを効率的に耕作しており、添付されている営農計画書でも譲受人世帯での複数年の営農を計画しています。</p> <p>農作業に常時従事しており、栽培に必要な農機具類は全て保有しています。地域との調和要件も問題ないことから、許可相当と判断しました。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第1号議案27番につきまして、申請のとおり許可することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	賛成全員。よって、第1号議案27番につきましては、申請のとおり決定しました。 2番田村委員の着席を求めます。
	【2番田村委員 着席】
会長	2番田村委員の着席を確認しましたので、つづきまして、第2号議案農地法第5条に関する件を議題とします。 事務局の説明を求めます。
前田係長	第2号議案農地法第5条に関する件1件について説明します。 申請人や土地の所在、転用目的については議案書に記載のとおりです。 農地区分は第1種農地にも第3種農地にも当てはまらないことから、その他第2種農地と判断しました。 行政書士の有光成美さんが代理人となっています。 報告は以上です。

会長	それでは、確認委員さんの報告をお願いします。
田村 営幸推進委員	<p>4番について報告します。申請地は [] 集落内で、[] から [] を東に 100m 進み、北側に約 300m の所にあり、東側は町道と水田、西側は宅地、南側は宅地、北側は谷で、関係者の承諾も得ております。</p> <p>また、排水計画については西側の水路に流す予定であり、申請地への進入路も南側道路より確保できており、何も問題ありません。</p>
会長	確認委員さんからの報告が終わりましたが、質疑等はありませんか。
	【質疑等なし】
会長	質疑等がありませんので、お諮りします。第2号議案につきまして、許可相当という意見を県知事に送付することに賛成の方は挙手を願います。
	【全員挙手】
会長	<p>賛成全員。よって、第2号議案につきましては、許可相当という意見を県知事に送付することに決定しました。</p> <p>その他に移ります。</p> <p>事務局の説明を求めます。</p>
藤本局長	<p>私の方から、3点ほどお伝えいたします。</p> <p>まず1点目としましては、全国農業新聞の購読についてです。</p> <p>先月、前田係長から皆様に購読のお願いがありましたが、1人増えて、現在の購読率は約41%となりました。</p> <p>引き続き、まだ購読されていない委員の方におかれましては、ぜひ購読をしていただきますようお願いいたします。</p> <p>つづきまして、2点目としましては令和7年度一筆調査の結果についてです。</p> <p>皆さんにタブレットで入力していただいた内容を事務局で確認し、サポートシステムへの反映が完了した農地について、9月17</p>

	<p>日現在での委員さん毎の結果と、各地区での結果を載せております。</p> <p>行程表として皆様に調査依頼をした筆数が19, 210筆。現在反映が終わった筆数が14, 472筆。まだ反映が終わっていない筆数が4, 738筆。割合で75%ほどが反映が終わっている状態です。</p> <p>現在、入力が抜かているなどの農地について、修正作業をしていただいている委員さんもおいでる中、また、これから稻刈りや梨、ショウガなどの収穫で繁忙期を迎える時期となり、大変恐縮ではございますが、事務局から修正依頼をさせていただいた場合は、その後の利用意向調査の発送準備のこともありますので、10月中に終わらせていただきますようお願ひいたします。</p> <p>つづきまして、3点目は情報共有・意見交換です。</p> <p>今回も皆様の活発な情報共有・意見交換をしていただけたらと思いますので、よろしくお願ひします。</p>
会長	情報共有・意見交換ですが、何か意見のある方はいますか。
	【特になし】
会長	<p>その他、特にないようなので、これで第28回佐川町農業委員会定例総会を閉会します。</p> <p>次の定例総会は、10月23日 木曜日 午後1時半から、佐川町役場2階大会議室で行いますので、ご注意ください。</p>

上記の顛末の正確なことを証明するために署名する。

議長：

議事録署名人：

議事録署名人：
